

令和元年8月8日会議概要

第1 日時

令和元年8月8日（木）午前9時00から午後1時55分までの間

第2 出席委員

石川委員長、渡部委員、平林委員、長谷委員、森委員

第3 全体会議

[警察幹部出席者]

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、京都市警察部長、情報通信部長

午前10時から午前10時53分までの間

1 委員報告

航空隊視察（7月26日）

（渡部委員）昨年の台風による倒木被害について、鞍馬方面の状況を上空から視察して参りました。台風による被害状況は、強風の通り道のようなものがはっきりと見て取れ、今後の被害対策を考えると、関係自治体と各警察署が共有しておくべきであると思いました。

（長谷委員）航空隊はパイロット、整備員の育成など、組織の維持管理が大変であると思いました。

（森委員）最短距離で向かうことができる航空隊の需要は、今後も増えてくると思います。災害や事件事故の機動力となることから、しっかり維持していただきたいと思いました。また、上空からの視察では、地上から確認するのと全く違った被害の甚大さを目の当たりにし、復旧はかなり困難で非常に大変であると思いました。

2 報告事項

(1) ブロック署長会議の開催について

総務部長から、警察署のブロックごとに警察署長の意見の交換・協議、警察本部長から意見を求められた問題についての検討、緊急を要する本部からの指示・伝達等を行うため、9月から11月までの間に開催されるブロック署長会議の実施要領、議題等について報告があった。

(2) 京都五山送り火に伴う雑踏警備の実施について

地域部長から、8月16日夜に行われる京都五山送り火に伴う雑踏警備態勢、諸対策等について報告があった。

(3) 特殊詐欺被害の抑止に向けた固定電話対策の推進状況について

刑事部長から、通話録音装置貸出モデル事業で貸出期間が終了した高齢者に対して、回収後の固定電話対策の履行状況の調査結果について報告があった。

(4) 2019年夏の交通事故防止府民運動の実施結果について

交通部長から、7月21日から31日までの11日間に実施された夏の交通事故防止府民運動の実施結果等について報告があった。

3 警察本部長報告

警察本部長から、

交通取締りの状況は、昨年と比較し期間中の歩行者妨害の検挙が大きく減少している。夏休みに入ったことから、速度超過の取締りを重点的に実施していくほか、ゾーン30のエリア内を中心に歩行者妨害や一時停止違反の取締りにしてもしっかりと実施していく。

旨の報告があった。

第4 個別会議等

午前9時から午前9時50分までの間
午前11時から午後0時までの間
午後1時から午後1時45分までの間

1 審議事項

(1) 監査の結果報告について

会計課監査室長から、平成31年2月2日から3月31日までの間に実施された京都府監査委員による定期監査等及び行政監査の受監結果について報告があった。

(2) 京都府公安委員会事務専決規程の一部改正について

生活安全企画課担当補佐から、行政手続法第7条の規定による審査及び補正の要求又は拒否等の事務に係る京都府公安委員会事務専決規程の一部改正に向けた手続、改正概要等について説明があり、審議の上、一部改正を決定した。

(3) 運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、審議の上、38件の行政処分を決定した。

(4) 公安委員会宛て苦情等申出について

公安委員会補佐室室長補佐から、公安委員会宛ての苦情申出に関して、受理について説明があり、審議した。

2 報告事項

(1) 監察案件について

首席監察官から、監察案件について報告があった。

(2) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律について

警備部理事官から、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律及び同法に規定する通報の受理に係る事務の専決手続きについて説明があり、審議した。

(3) 警職法第4条第1項に基づくツキノワグマの射殺について（舞鶴署）

生活安全企画課担当補佐から、令和元年7月18日、京都府舞鶴市内において、警職法第4条第1項に基づきツキノワグマ1頭を射殺した概要について報告があった。

(4) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の許可申請状況について（6月分）

警備一課担当補佐から、令和元年6月中に受理した「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」に基づくデモ行進の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(5) 福島県警察に対する京都府警察職員の特別派遣について

警備一課担当補佐から、警察法第60条1項により、福島県公安委員会から京都府公安委員会になされた援助の要求に対する京都府警察職員の派遣について報告があった。

(6) 滋賀県警察に対する京都府警察職員の特別派遣について

警備一課担当補佐から、警察法第60条1項により、滋賀県公安委員会から京都府公安委員会になされた援助の要求に対する京都府警察職員の派遣について報告があった。

(7) 当面の行事予定等について

公安委員会補佐室室長補佐から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。

3 意見交換

警務部、首席監察官等と、非違事案防止対策について意見交換を行った。

